

第67号議案

財産の処分について

次の土地を処分することについて、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求める。

平成23年12月5日提出

芦屋市^{三条}津知財産区共有財産管理者

芦屋市長 山中 健

記

- | | | | |
|---------|-----|-----------|----------------------------|
| 1 物件の表示 | (1) | 所在地 | 神戸市東灘区本山町森字本庄山748番7の
一部 |
| | | 地目 | 保安林 |
| | 地積 | 1,745.56㎡ | |
| | (2) | 所在地 | 神戸市東灘区本山町森字本庄山750番4の
一部 |
| 地目 | | 保安林 | |
| | 地積 | 8,313.83㎡ | |

- 2 契約の目的 国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所が施行する六甲山系砂防事業本庄堰堤補強工事の用地に供するため。
- 3 契約金額 全体契約金額 金21,135,219円
うち三条津知財産区分 金2,574,586円
- 4 契約の相手方 神戸市東灘区住吉東町3丁目13番15号
分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局六甲砂防事務所長 神野 忠広